

令和3年第1回
愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議案書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 1 号	副広域連合長の選任について	1
同意第 2 号	監査委員の選任について	3
承認第 1 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の専決処分について（令和 3 年 3 月 17 日専決）	5
承認第 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の専決処分について（令和 3 年 6 月 16 日専決）	11

同意第1号

副広域連合長の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 額田郡幸田町大字相見字繩手下1番地1
氏 名 成瀬 敦（なるせ あつし）
生年月日 昭和31年12月2日

令和3年7月19日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、成瀬敦氏（幸田町長）を選任するため、議会の同意を求めるものである。

同意第2号

監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会の議員のうちから、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 須田郡幸田町大字大草字北前田46番地
氏 名 足立 初雄（あだち はつお）
生年月日 昭和23年4月14日

令和3年7月19日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、広域連合議会の議員のうちから選任される委員として、足立初雄氏を選任するため、議会の同意を求めるものである。

承認第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日専決）

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年7月19日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（令和3年2月13日）に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の条項を引用している規定の整備を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月17日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第 2 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和 3 年 6 月 16 日専決）

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 7 月 19 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、社会情勢に鑑み速やかに申請が行えるよう、申請期限等の特例の対象として、令和 3 年度分の保険料等を追加等するために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月16日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田 稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第7号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「及び令和2年度分」を削り、「であって、」を「にあつ
ては」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「間
に」の次に「、令和2年度分の保険料にあっては令和2年4月1日から令
和4年3月31日までの間に、令和3年度分の保険料にあっては令和3年4
月1日から令和4年3月31日までの間に」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。